

# 京都看護大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法に定める大学として学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、「明德」「格物致知」の精神を基盤とする人間形成の教育を行い、平和・平等・共生の心をもった人材を育成することを目的とする。

### (自己点検・評価等)

第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに教育研究等水準の向上を図るものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表する。

3 前2項の点検・評価の項目、実施体制については別に定める。

### (情報開示)

第3条 本学は、教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

### (教育内容の改善)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第2章 学部・学科

### (学部)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

看護学部 看護学科

### (学生定員)

第6条 本学の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学部 看護学科	95名	3年次10名	400名

### (人材育成)

第7条 本学科の人材養成に関する目的その他の教育上の目的は、幅広い教養と、高い倫理観にもとづくヒューマンケアリングと、科学的知識ならびに合理的判断によって人々の健康・生活・環境を

適切に支援するとともに、これらの活動を通して看護固有の価値と専門性を発揮しつつこれからの少子高齢社会の保健・医療・福祉に貢献し、また国際的視野に立って時代を切り拓く、実践的かつ創造的な看護専門職者を育成するものとする。

### 第3章 教育課程

(授業科目)

第8条 授業科目は基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び研究科目に分ける。

- 2 授業は、講義、演習、実習のいずれかによりまたは、これらの併用によって行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 各授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(履修の要件)

第10条 授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目とし、別表2に示す単位以上の単位を履修しなければならない。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について、前項に定めた上限を超えて履修科目の登録を認定することについては、別に定める。

(単位計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義の場合：15時間から30時間までの範囲で大学が定める授業時間をもって1単位とする。
  - (2) 演習の場合：30時間の授業時間をもって1単位とする。
  - (3) 実習の場合：45時間の授業時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業日数)

第12条 1年間の授業日数は、定期試験の期間を含め、35週間にわたるものとする。

(資格取得)

第13条 看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、第10条の規定による所定の単位を修得しなければならない。

## 第4章 卒業の要件等

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学年限は8年を超えることができない。

(単位の授与)

第15条 履修した授業科目には試験を実施し、合格した科目には単位を認定する。

(成績)

第16条 試験の方法は筆記試験、口述試験、論文考査、実技試験の4種類とする。

2 試験の成績は、100点を最高点とし、60点以上を合格とする。成績評価は、次の評語によるものとする。

合格	S	(90点以上)
	A	(80点以上90点未満)
	B	(70点以上80点未満)
	C	(60点以上70点未満)
不合格	F	(60点未満)

(追試験)

第17条 やむを得ない事由によって試験に欠席したときは、願出によって追試験を許可することがある。

(他大学等における授業科目の履修等)

第18条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において修得した単位を、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 第1項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合、及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項及び第2項により与える単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が短期大学または高等専門学校の専攻科において行う学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 第1項により与えることのできる単位数は、第18条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前に大学または短期大学において修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学入学後に修得した単位とみなすことができる。

2 第1項により修得したとみなすことのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得

した単位以外のものについては、第18条第1項及び第2項ならびに第19条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第21条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第8条第3項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(本学の学生以外の履修)

第22条 本学の学生以外のもので本学において開設する授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り履修を許可することができる。

2 第1項において、他大学または短期大学に在学する者で本学とその大学または短期大学との協議に基づき受け入れる者は単位互換履修生として、その他の者は科目等履修生として、本学が開設する授業科目の履修を認める。

3 単位互換履修生、科目等履修生として履修した科目には、試験のうえ単位を認定することができる。ただし、科目等履修生、単位互換履修生としての期間は在学年数として算入しない。

4 科目等履修生選考料及び科目履修料は、別表3のとおりとする。一旦納付した選考料及び履修料は、これを返還しない。

5 単位互換履修生の授業料等は、その学生の在学する大学または短期大学との協議に基づき定めるものとする。

(聴講生)

第23条 本学の学生以外のもので本学において開設する授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り聴講を許可することができる。

2 第1項において、受け入れる者は聴講生として、本学が開設する授業科目の聴講を認める。聴講生に関する規程は別に定める。

3 聴講生として履修した科目については、単位の認定は行わない。

4 聴講生選考料及び聴講料は、別表4のとおりとする。一旦納付した選考料及び聴講料は、これを返還しない。

(卒業)

第24条 本学に4年以上在学して第10条に規定する単位以上を修得した者については、教授会の議を経て卒業を認定し、学長が卒業証書を授与する。

2 本学を卒業した者には次の学位を授与する。

看護学部 看護学科                      学士(看護学)

## 第5章 入学・編入学・退学・休学・復学・転学・留学・除籍・再入学・復籍

### (入学の時期)

第25条 入学の時期は毎学年始めとする。

### (入学資格)

第26条 本学の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格したものを含む）
- (7) 本学において(1)と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 別に定める外国人留学生規程に該当する者

### (入学者の選考)

第27条 入学志願者に対して選考試験を行う。その要項は別に定める。

### (編入学)

第28条 編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て編入学を許可することがある。その規程は別に定める。

### (入学の出願)

第29条 入学志願者は所定の入学願書・出身学校の調査書に別表5の入学検定料を添えて願い出なければならない。一旦提出した出願書類及び検定料は、これを返却しない。

### (入学手続き及び入学許可)

第30条 第27条に定める選考試験に合格した者は、指定期日までに別表6の入学金、別表7の授業料、別表8の施設設備費及び別表9の実習費前期分を納付しなければならない。

- 2 第1項の手続きを完了した者に入学許可を与える。
- 3 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。
- 4 所定の期日までに入学辞退を申し出た者には、納入した授業料、施設設備費及び実習費は返却する。

### (保証人)

第31条 誓約書には保証人の署名捺印を要する。保証人は入学許可を得た者の3親等以内の親族である成年者又は独立の生計を営む成年者とし、その学生の在学中における一切の責に任ずべきものとする。

2 保証人の身分に異動があったとき、または死亡したときは、直ちに届け出なければならない。

(欠 席)

第 32 条 学生が事故もしくは病気によって欠席するときは、その旨届け出なければならない。ただし、1 週間以上にわたるときは、保証人と連署でなくてはならない。病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退 学)

第 33 条 退学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署をもって学長に願い出なければならない。また、在学中に死亡した者は、退学となる。

(休学・復学)

第 34 条 病気または事故によって引続き 3 ヶ月以上修学することのできない者は、その事由を具し、保証人連署で休学を願い出ることができる。

2 病気のため休学するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

3 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある者には、更に 1 年以内の休学を許可することがある。

4 休学の期間は通算して 4 年を超えることはできない。

5 復学しようとする者は、保証人の連署をもって学長の許可を得なければならない。ただし、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

6 休学期間は在学年数に参入しない。

(転 学)

第 35 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 36 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 14 条に定める在学期間に含めることができる。

(除 籍)

第 37 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 14 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 34 条第 4 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 正当な理由なく学費の納付を怠る者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第 38 条 第 33 条によって退学した者及び第 37 条によって除籍された者が再入学を志願するときは、教授会の議を経てこれを許可することがある。その規程は別に定める。

2 再入学検定料は別表 10 のとおりとする。一旦納付した検定料は、これを返還しない。

(復 籍)

第 39 条 第 37 条第 1 項第 3 号で除籍された者は、学長の許可を得て、復籍することができる。

## 第6章 学 費

(授業料等の納付)

第40条 授業料等は別表7、別表8、及び別表9のとおりとし、指定の期日までに納付しなければならない。

(在籍料)

第41条 授業料等は、出席の有無にかかわらず学籍のある間はこれを納付しなければならない。ただし、休学中は別に定める在籍料を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第42条 一旦納付した授業料その他の学費は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

## 第7章 職員組織

(教職員)

第43条 本学に学長・学部長・教授・准教授・講師・助教及び助手を置く。

2 その他学務の処理、学生の補導福祉のため、事務職員を置く。

## 第8章 教授会

(教授会)

第44条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。学長は教授会を招集し、その議長となる。

3 学長は、必要に応じて、他の教職員を教授会に出席させることができる。

4 教授会は次の事項を審議する。

(1) 教育及び研究の基本方針に関する事項

(2) 学則・規程に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 教育課程及び授業・試験に関する事項

(5) 学生の入学・編入学・退学・休学・復学・転学・留学・除籍・再入学・復籍・卒業・学位授与等に関する事項

(6) 学生の生活・補導及び賞罰に関する事項

5 教授会の規程は別に定める。

## 第9章 学年・学期及び休業日

(学年)

第45条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第46条 学年を前期、後期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

(休業日)

第47条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学の創立記念日 10月31日

春季休業 3月1日より3月31日まで

夏季休業 8月1日より8月31日まで

冬季休業 12月27日より翌年1月12日まで

- 2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

## 第10章 附属施設

(図書館)

第48条 本学に図書館を設け、学生・教職員の研究に資する。規程は別に定める。

(看護の智協働開発センター)

第49条 本学に「看護の智協働開発センター」を設けるものとする。その規程は別に定める。

(保健室)

第50条 学生・教職員の保健医療のため、本学に保健室を設ける。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第51条 学生並びに一般市民の教養に資するため、公開講座を開設することができる。

## 第12章 賞罰

(表 彰)

第52条 操行・学業ともに優秀で他の模範になる者に対しては、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第53条 学生が本学の学則及び諸規程に違反し、又その他学生の本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は訓戒・停学・退学の3種類とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行に問題があり、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力に問題があり、修学の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 懲戒処分については、懲戒委員会を置く。

5 学生の懲戒に関するガイドライン及び懲戒委員会規程等、懲戒に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 本学則は、平成26年4月1日より施行する。